

農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します

令和8年7月の任期満了に伴い、新たに農業委員および農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

農業委員の要件	農地利用最適化委員の要件
農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者	<p>農業委員会が定める担当区域農地等の利用状況の最適化の推進に熱意と識見を有する者</p> <p>※農地利用の最適化とは</p> <p>①担い手への農地の集積・集約化</p> <p>②耕作放棄地の発生防止・解消</p> <p>③新規参入の促進</p> <p style="text-align: right;">のことでです。</p>

項目	農業委員	農地利用最適化推進委員
1 募集方法	個人や法人・団体からの推薦および個人による募集	
2 募集人数	11名	7名
3 職務	農地等の利用の最適化の推進に関する事項 農業委員会の所掌に属する事項	担当区域内での農地等の最適化の推進を図る
4 資格	<p>選任予定日において、次の全てに該当すること</p> <p>(1) 宿毛市に住所を有すること(例外あり)</p> <p>(2) 公租公課使用料等に滞納がないこと</p> <p>(3) 農業委員会等に関する法律第8条第4項各号 ※に該当しないこと</p> <p>※①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p>	
5 申込方法	推薦者は市の定める推薦書、応募者は市の定める応募申込書に同意書および候補者の住民票(本籍が記載されたもの)を添付して、農業委員会事務局まで持参するか、もしくは郵送してください。	推薦者は区域単位で市の定める推薦書、応募者は区域単位で市の定める応募申込書に同意書および候補者の住民票(本籍が記載されたもの)を添付して、農業委員会事務局まで持参するか、もしくは郵送してください。
6 募集期間	令和8年4月1日(水)～4月30日(木) ※最終日必着	
7 任期	令和8年7月20日～令和11年7月19日	選任された日～令和11年7月19日
8 報酬	<p>委員 22,000円(月額)</p> <p>※上記報酬に加え、農地利用の最適化に係る活動の実績に応じて国から交付される範囲内で規則で定めた額(活動月数に応じて上限 年額 84,000円)を支給します。</p>	
9 選任方法	受付期間中と受付終了後に推薦及び募集状況を公表し、候補者の審査を行い市議会の同意を得て市長が任命します。	受付期間中と受付終了後に推薦および募集状況を公表し、農業委員会で選出し、委嘱します。

10	その他	① 農業委員と農地利用最適化推進委員との兼務はできません。ただし、同時に推薦・応募はできます。 ② 申込書等の内容は、住所・電話番号・農業所得を除きホームページ等で公表します。 ③ 身分は非常勤の特別職公務員となり、業務には守秘義務が伴います。	
		①宿毛市を11区域に分けます。 ②農業委員の定数の過半数は、認定農業者でなければならないと定められています。	①宿毛市を7区域に分け、各区域から1名を委嘱します。区域分けの詳細内容は下記の「農地利用最適化推進委員の担当区域および定員」をご覧ください。

※推薦書および応募申込書は農業委員会事務局に備えてあります。また、宿毛市ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先 宿毛市農業委員会事務局 TEL：62-1244

農地利用最適化推進委員の担当区域および定員

地区番	区域名称	担当区域	定員
1	街 区	街区（バイパス東側）全域・沖須賀・仲須賀・萩原・与市明・貝塚・押ノ川・小森・正和・ハゼノ木・和田	1
2	西地区 沖の島地区	街区（バイパス西側）・坂ノ下・錦・新田・沖新田・高砂・片島・大島・藻津・宇須々木・樺・大深浦・小深浦・西町・池島・野地・小川・草木藪・山北・沖の島地区全域	1
3	橋上地区	橋上地区全域・二ノ宮・中角・平井・長野・高石	1
4	平田地区	平田地区全域	1
5	芳奈地区	芳奈地区全域	1
6	山田地区	山田地区全域	1
7	小筑紫地区	小筑紫地区全域	1